

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年7月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900003号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900008号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年12月29日から平成11年1月1日に訂正し、平成10年12月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成10年12月29日から平成11年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年12月29日から平成11年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年12月29日から平成13年1月1日に訂正し、平成12年12月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成12年12月29日から平成13年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年12月29日から平成13年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年12月29日から平成19年1月1日に訂正し、平成18年12月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成18年12月29日から平成19年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月29日から平成19年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年6月1日から同年5月6日に訂正し、平成23年5月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成23年5月6日から同年6月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年5月6日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

- 5 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年5月7日に、喪失年月日を平成27年1月1日に訂正し、平成26年5月から同年8月までの標準報酬月額を32万円、平成26年9月から同年12月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成26年5月7日から平成27年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年5月7日から平成27年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年12月26日から平成28年1月1日に訂正し、平成27年12月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成27年12月26日から平成28年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条

第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月26日から平成28年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年12月29日から平成11年1月1日まで
② 平成12年12月29日から平成13年1月1日まで
③ 平成18年12月29日から平成19年1月1日まで
④ 平成23年5月6日から平成23年6月1日まで
⑤ 平成26年5月7日から平成27年1月1日まで
⑥ 平成27年12月26日から平成28年1月1日まで

毎年、A事業所に春から年末までの塗装工の季節労働者として勤務していたが、退職後に年金記録を確認したところ、多くの年において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が1月1日となるべきであるにもかかわらず、12月末頃に喪失した記録となっており、また、ある年には、全く厚生年金保険の被保険者記録がないなど、同保険の被保険者記録がない期間がある。

今回、請求期間①から⑥の給与明細書が見つかり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②、③及び⑥について、請求者は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が1月1日と記録されるべきであるにもかかわらず、12月末頃に喪失した記録となっているとして、同喪失日の訂正を求めている。

請求者及び事業主並びに請求者と同様に季節的業務に従事していた複数の同僚は、いずれも、請求期間①より前から、A事業所と季節的業務に従事する請求者ら従業員との間において、毎年、12月31日まで雇用関係があり、12月いっぱいまで厚生年金保険に加入する旨の約束をしており、当該期間においても同様の取扱いであった旨を述べていることから判断すると、請求者は、当該期間においてA事業所に継続して在籍していたことが認められるとともに、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び⑥に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成10年12月は34万円、平成12年12月は36万円、平成18年12月及び平成27年12月は28万円

とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年12月29日から平成11年1月1日までの期間、平成12年12月29日から平成13年1月1日までの期間、平成18年12月29日から平成19年1月1日までの期間及び平成27年12月26日から平成28年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成10年12月、平成12年12月、平成18年12月及び平成27年12月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④について、請求者は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日の訂正を求めている。

雇用保険の被保険者記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間④においてA事業所に継続して勤務し、請求期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年5月6日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主から請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を年金事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間⑤について、請求者は、A事業所に勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録がないとして、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の訂正を求めている。

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された給与明細書及び請求者の住所地であるB市の住民税の課税に関する回答内容により、請求者は、請求期間⑤においてA事業所に勤務し、請求期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から、平成26年5月から同年8月までは32万円、平成26年9月から同年12月までは

30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年5月7日から平成27年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明であると回答しているが、平成26年5月から同年12月までの期間において、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成26年5月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。